

【障害者総合支援法関係届出先フローチャート】

次に掲げる事業所等で①～③のどの区分の指定を受けているか。

- ①指定障害福祉サービス事業者
(居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護, 重度障害者等包括支援, 療養介護, 生活介護, 短期入所, 自立訓練(機能訓練), 自立訓練(生活訓練), 就労移行支援, 就労継続支援A型, 就労継続支援B型, 就労定着支援, 自立生活援助, 共同生活援助) ⇒破線矢印
- ②指定障害者支援施設 ⇒破線矢印
- ③指定一般(特定)相談支援事業者 ⇒実線矢印

同一法人で指定を受けている障害福祉サービス事業所等が複数の都道府県に所在するか。
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

同一法人で指定を受けている一般(特定)相談支援事業所が複数の都道府県に所在するか。
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

指定を受けている障害福祉サービス事業所等は県内の複数の市町に所在するか。
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

特定相談支援事業のみに係る指定を受けている事業者であって, 一の市町内にのみ事業所が所在するか。
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

指定を受けている障害福祉サービス事業所等は広島市内, 福山市内, 呉市内にのみ所在するか。
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

指定を受けている一般(特定)相談支援事業所が広島市内, 福山市内, 呉市内にのみ所在するか。
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線

厚生労働省
広島県
広島市, 福山市, 呉市

厚生労働省
各市町
広島市, 福山市, 呉市
広島県

障害者総合支援法第51条の2に基づく届出

障害者総合支援法第51条の31に基づく届出